

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見の募集について

令和 8 年 10 月 1 日
内閣官房内閣人事局

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第45条の2第3項において、政令で定めるとされている事項について規定する政令を一部改正することといたします。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

1 意見公募対象

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案（新旧対照条文）

2 意見公募の趣旨等

別紙「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令について（概要）」のとおり。

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント」欄に掲載します。
(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

4 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから提出してください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）郵送する場合

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 4 番 6 号 赤坂グリーンクロス 9 階
内閣官房内閣人事局人材確保担当 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はPDF
（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年10月1日（木）から同年10月30日（金）まで

※郵送の場合も締切日必着とします。

6 その他

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するほか、内閣官房内閣人事局人材確保担当にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 問合せ先

内閣官房内閣人事局人材確保担当

電話番号：03-6257-3745

電子メールアドレス：ninyou2.p4i_atmark_cas.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

内閣官房内閣人事局人材確保担当 宛て

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案に関し、以下のとおり意見を提出します。

氏 名	(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名)
住 所	(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地)
電話番号	
電子メールアドレス	
【御意見】 ・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。） ・ 意見の内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	